

令和6年度 第6回理事会

日時：令和10月22日（火）：19：00～

場所：ZOOM（オンライン）

慶事：0件 弔事：1件

施設数：154施設 会員数：950（施設会員904/在宅会員46）人（10月19日現在）

磯野会長

10月に行われたリハ・ケア合同研究大会は無事に終わった。その後、関東甲信越ブロック理学療法士学会があり、担当者と引継ぎはできなかったが顔合わせはできた。今後、学会サービスも含めて一緒に進めていく。

政治活動については皆さんに協力を頂きながら進めてきたところです。

春と秋士会長のオンラインの会議をするという事で、組織運営協議会の中で1-1から1-4は議論の対象になり、2以降は報告事項でした。養成校の大学の4年生を進めていく。世界で3年生は13%、多くは4年生または6年生になっている。これから、専門職としてのキャリアデザインの構築していく内容であった。田中先生は、政策活動42都道府県まわった。骨太の方針の中では、自立支援・社会復帰に資するリハビリテーションを支援する、がのっかったことが進歩。自分たちが考える文章を載せられるような活動が必要となる話をしてきた。訪看の減算や書類ばかり増えて疲弊しているのでそこを変えていきたい。キャリアデザインと合わせると、生涯学習の制度か資格習得後の研修を国の方へ設けてもらえればだいぶ変わっていく

士会支部、例えば甲府市理学療法士会、笛吹支会などを作ると同時に市役所の窓口を作る話だったが、色々な意見がでて保留となった。ブロックの補助金を廃止して、士会にお金を渡す形にする話が出たが反対意見が出たので保留となった。

協会として進めたいものがあるのが、なかなか話が出来ていないところで進めているので士会長や県から反対意見が出た。協会としては士会と連携を取って話を進めていきたいと思っているが、各士会が同じ考えには至っていない。

【審議事項】

1. 中間監査について：事務管理局（別紙）

意見：10月分を入れるかどうか

回答：削除していく

修正があれば、10月29日（火）までにトークで送る。

2. 山梨県 士会支部主催症例検討会の開催日程について：士会支部局（資料1）

3. ①糖尿病対策推進委員会 研修会（対面）について（事前に三役会議にて決議）

②世界糖尿病デー ブルーライトアップイベント参加について：糖尿病対策推進委員会（資料2）

4. ①県士会の個人情報保護規定について（案）について

②オンライン（会議・研修会等）アカウント運用規定の廃止について：副会長（資料3～4）

【報告事項】

1. 各委員会等報告

・災害対策支援委員会：令和6年度山梨県リハビリテーション専門職団体協議会 第1回災害対策支援委員会 会議出席（資料5）

・糖尿病対策推進委員会：糖尿病対策推進に関する令和6年度情報交換会（資料6）

2. 調査研究部より：（資料7）

・山梨県理学療法士会に対する意識調査 集計結果について

3. 士会支部局：（資料8）

・2024年度士会支部主催症例検討会（富士東部支部）日程報告

4. 学術局（資料 9、10）

- ・登録理学療法士 前期研修
- ・山梨県理学療法士会主催症例検討会

5. スポーツ理学療法部（資料 11）

- ・スポーツ会議について
- ・国際ジュニアテニス大会について
- ・「Sport in Life」の周知について

6. 委託事業部（資料 12）

- ・昭和町社会福祉協議会 介護予防事業「コレカラ教室」講師派遣について

7. 事務管理局より

- ・事務所について：エアコンは電気系統のトラブルで解決済み。
- ・事務管理局への依頼について：メール配信等について部員からの依頼が続いている。各局長より周知をお願いしたい。
- ・パソコンについて：各部局のパソコンの状況把握の調査協力ありがとうございました。
- ・理事会の議事録について：議事と議事録の書式が異なり、議事録作成にかなりの時間を要するため、議事をベースとした議事録に変更とする。

意見：AI で議事録を作成してみてもどうか。

回答：検討していく。

【その他】

・磯野会長

メール配信の依頼について部員の方が送らないように、局長や部長が送るように徹底をお願いします。誰が送ったか分からないような内容もあるため、依頼する場合には局長・部長を通して内容を確認して送るようお願いします。

・丸茂部長

決算の提出ありがとうございました。決算書を会計士へ提出をしました。

次回 日時：11月26日（火） 19：00～

場所：ZOOM（オンライン）

【 審 議 】(資料1)

提出者	平賀 篤	部局名	士会支部局
議 題	山梨県 士会支部主催症例検討会の開催日程について		
内 容 および 提出趣旨	<p>士会支部主催の症例検討会を以下日程で調整しております。</p> <p><中西部支部></p> <p>第2回：2024年12月12日（木）18時半～19時半（発表登録締切：2024年11月13日）</p> <p>提出資料 無 別紙 枚 資料番号等</p>		
提出者の意見	<p>・1日最大2演題までとし、演題応募がない場合は非開催とする予定です。</p> <p>・日程について審議を頂きたい。</p> <p>提出資料 無 別紙 枚 資料番号等</p>		
主な意見内容 など	<p>質問：応募はどのようにしているのか。</p> <p>回答：メールやホームページで応募している。</p> <p>質問：リハケアを考える会の研修と重なっていないか。</p> <p>回答：人が重なるとは思わないので大丈夫と思われる。</p>		
審議結果	審議（終了）		
	承認		
	対応部局または理事氏名		
	処理期間	令和	年 月 日 頃
	次回再検討予定	なし	
公開度	A（部長・委員長・代議員）	B（会 員）	C（一 般）

【 審 議 】 (資 料 2)

提出者	藤田 理恵	部局名	糖尿病対策推進委員会
議 題	①糖尿病対策推進委員会 研修会（対面）について（事前に三役会議にて決議） ②世界糖尿病デー ブルーライトアップイベント 参加		
内 容 および 提出趣旨	①日 時：令和6年11月29日（金） 19:00～20:30 山梨県立青少年センター テーマ：「しめじ」と「えのき」で覚える糖尿病合併症と運動療法 定 員：40名 講 師：山梨県内部障害理学療法研究会役員 協会認定更新ポイント カリキュラムコードについて（学術より承認済み） 区分 6/82：末梢神経障害 講 師：山梨内部障害理学療法研究会 役員（共催） ②日 時：令和6年11月14日（木）18:00～ 場 所：甲府駅南口 武田信玄像前 内 容：信玄像のブルーライトアップ ご来場の方に理学療法ハンドブック糖尿病「糖尿病の合併症を予防していつまでも生き生きと」の配布（200部）。当日はシャトレゼの低糖質のお菓子 200個のプレゼントあり、その配付をお手伝いすると同時に理学療法ハンドブックを配付させていただきます。 参加者：委員 2～3名（山梨内部障害理学療法研究会の協力あり） 提出資料 無		
提出者の意見	世界糖尿病デー（補足） 世界糖尿病デーは、国連決議により 11 月 14 日に世界各地で糖尿病の予防、治療、療養を喚起する啓発活動を推進することを呼びかける日とされ、世界各地でブルー（糖尿病のシンボルカラー）ライトアップイベントがあります。山梨でも、山梨糖尿病対策推進会議主催にて毎年行われ、11月21日には市民公開講座がWEBで開催されます。 提出資料 無		
主な意見内容 など	小林副会長：内部障害研修会と共催になります。		
審議結果	審議（終了）		
	承認		
公開度	対応部局または理事氏名		
	A（部長・委員長・代議員）	B（会 員）	C（一 般）

【 審 議 】 (資料 3)

提出者	有泉 静佳	部局名	副会長
議 題	①県士会の個人情報保護規定について（案）について ②オンライン（会議・研修会等）アカウント運用規定の廃止について		
内 容 および 提出趣旨	①7月の第3回理事会で、学術から研修会の参加費徴収について、クレカを使用した決済の情報を会員管理システム上から行えるようにしたい旨の審議があった。それにあたって、当士会に個人情報保護規定がないとの指摘を受けた。 ＊マイナンバーに関わる「特定個人情報保護規定」は、湯村が事務局時代にすでに導入されている。 今回、協会の個人情報保護規定を参考に、当士会用に規定（案）を作成したので、審議していただきたい。 ②オンラインアカウント（ZOOM）の運用規定について、LINEWORKS の設備の予約での運用開始に伴い、廃止とする。 提出資料 無		
提出者の意見	①協会の規定を、当士会の実情に合わせて落とし込んでいるが、そのまま落とし込むと事務管理局長の業務量が膨大になるため、個人情報管理責任者は「事務管理局長」としたが、副会長や局長に一部の権限を与えるなどしている。 また、懲戒については、当士会には懲戒規定はない。協会は、就業規定に記載されているが、士会は給料を払って雇っているわけでもないため、どのように取り扱うべきかご意見いただきたい。 ②現時点でこの規定によつての運用はされていませんので、廃止としてよろしいでしょうか。 提出資料 無		
主な意見内容 など	① 質問：第4条研修会の文言で公開講座での情報や一般市民でも問題ないか。 回答：個人情報は会員以外の情報もあるので、研修会等の「等」に含まれる解釈。 質問：第27条特別なソフトウェアについては何か準備が必要か、破壊するソフトを準備しておいても良いのでは。 回答：文章としては協会の文章そのままとなっている。 今後パソコンの入れ替えもあるのでソフトを検討していく。 質問：個人情報を収集するときに審議がありますが、研修会については毎回報告した方が良いのか。 回答：研修会は理事会で報告があるので、今まで通りに研修会を開催する旨が承認できれば良い。 質問：急ぎの事業について、3役会議の決済は可能ですか。規則で理事会と明言でせずにアバウトでもいいのでは。 回答：3役決裁が定款の細則にあるので、緊急な場合は問題ないと思われる。 質問：第7条について、本会運営の事業の中に研修会も含まれるので研修会はなくても良いのでは 回答：了解しました。 質問：受付の紙の処理はどのようにするか、Google Foam のデータの削除はどうするか。 回答：廃棄の所に文言として追加していくように検討していく。 質問：罰則は載せる必要はあるのか		

	回答：罰則は難しいが、「行うことがある」ので文言としては残してもいいか。 ② 質問：ZOOMのIDの変更等は今後なるのか。 回答：LINE WORKSは使用者が特定できているので、変更は問題ないと思われる。	
審議結果	審議（継続）	
	①審議を継続：1週間程度で意見があれば、有泉副会長へ	
	②廃止で承認	
	対応部局または理事氏名	有泉 静佳副会長
	次回再検討予定	第7回 理事会
公開度	A（部長・委員長・代議員）	B（ 会 員）
		C（ 一 般）

資料4

個人情報保護規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県理学療法士会（以下、「本会」という。）の個人情報の保護に関する基本方針に基づいて本会が取り扱う個人情報の適切な保護のために定める。

（対象）

第2条 この規程は、本会において処理されている個人情報であって、組織的に保有するファイリングシステムの全部又は一部をなすものを対象とする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

また、研修会等に参加するために必要なクレジットカード情報等、上記「生存する個人に関する情報」に付随して収集される情報も含まれる。

（2）個人情報データベース等

特定の個人情報を一定の規則（例えば、五十音順、生年月日順など）に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態においているものをいう。紙媒体、電子媒体の如何を問わない。

（3）個人データ

「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

（4）保有個人データ

個人データのうち、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、①その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、②6ヶ月以内に消去する（更新を除く）ものは除く。

（5）個人情報管理責任者

個人情報保護計画の策定、実施、評価、改善等の個人情報保護のための業務について、統括的責任と権限を有する者をいう。

（6）個人情報取扱担当者

個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表を保管・管理等する担当者をいう。

(7) 預託

本会以外の者にデータ処理等の委託のために本会が保有する個人情報を預けること。

第2章 個人情報の収集

(収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、収集目的（第7条に記載）を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2 収集目的（第7条に記載）以外の新しい目的で個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に事前に報告のうえ、理事会での承認を得なければならない。理事会の承認後、新しい目的での個人情報の収集が可能となる。

3 個人情報の収集は、原則、個人情報管理責任者および個人情報取り扱い担当者のみが行うことができる。

ただし、本会事業を円滑に実施するため、以下の場合、必要な限度において、理事会の承認を経て事業担当者が個人情報の収集を行うことができる。

(1) 研修会等、本会実施事業に参加申し込みをするために必要な情報

(2) 公益財団法人日本理学療法士協会（以下、「協会」と言う。）が定める生涯学習ポイント獲得のために必要な情報

(3) 研修会参加費等を徴収するために必要な情報

(収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適法、かつ公正な手段（第8条に記載）によって行わなければならない。

2 収集方法（第8条に記載）以外の新しい方法又は間接的に個人情報を収集するときは、担当者は個人情報管理責任者に事前に報告のうえ、理事会での承認を得なければならない。理事会の承認後、新しい方法での個人情報の収集が可能となる。

(特定の個人情報の収集の禁止)

第6条 次に示す内容を含む個人情報の収集、利用又は提供を行ってはならない。

(1) 門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項

(2) 思想、信条及び宗教に関する事項

(3) 上記(1)及び(2)は、褒章等必要やむを得ない場合に限り、利用、収集できる

(個人情報を収集する目的)

第7条 会員および事業関係者から個人情報を取得する目的は、会員に対するサービスの提供（研修会等の開催含む）、保険事務、名簿管理等、本会事業の運営に必要な事項などで利用することである。

2 職員についての個人情報収集の目的は、雇用管理のためである。

(個人情報を収集する方法)

第8条 会員・事業関係者・事務局職員から個人情報を取得する方法は、以下の通りである。

(1) 本人の申告及び本会の求めによる提供

(2) 直接の面談

(3) 協会が管理する会員管理システムから提供される情報

(4) その他の場合は、本人、もしくは代理人の同意を得て収集する

第3章 個人情報の利用

(利用範囲の制限)

第9条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行う。

2 個人情報管理責任者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者への提供・預託、通常の利用場所からの持ち出し、外部への送信等の個人情報の漏えい行為をしてはならない。

- 3 会員・事務局職員、派遣職員、委託外注職員及びすべての関係者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も、同様とする。

(利用目的の範囲)

第10条 個人情報、通常の業務で想定される目的及び、通常の業務以外として次の1号から4号について使用する。

- (1) 会員・事業関係者・事務局職員が当事者である契約の準備又は履行のために必要な場合
- (2) 本会が従うべき法的義務の履行のために必要な場合
- (3) 会員・事業関係者・事務局職員の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合
- (4) 裁判所及び令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

(目的範囲外利用の措置)

第11条 収集目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合は、会員・事業関係者・事務局職員本人の同意を必要とする。

(個人情報の入出力、保管等)

第12条 個人情報のコンピュータへの入力・出力及びそれらの管理や名簿書類・申込書等の個人情報を記載した帳票の保管・管理等は次のとおりとする。

- (1) コンピュータへ入力する場合は、速やかに滞りなく行う
- (2) コンピュータに入力した個人情報については、パスワードを設定して保存する
- (3) コンピュータからの出力は事業遂行に必要な場合のみとして、必要最低限としなければならない
また、事前に「個人情報管理責任者」または「事業実施の監督者（局長または担当副会長、委員会においては担当理事または担当副会長）」に許可を得なければならない
- (4) 紙媒体による個人情報は、施錠可能な棚などに保管しなければならない

第4章 個人情報の適正管理

(個人情報の正確性の確保)

第13条 個人情報管理責任者は、個人情報を利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

- 2 会員・事業関係者・事務局職員から、個人情報の開示、当該情報の訂正、追加、削除、利用停止等の申し出を受けた場合は、事務管理局総務部が窓口となり、個人情報管理責任者は、速やかに処理しなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第14条 個人情報管理責任者および事業実施の監督者（局長または担当副会長、委員会においては担当理事または担当副会長）は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して細心の注意を払うとともに、個人情報を取り扱う者に対して担当者に常に注意喚起を行い、場合によっては管理方法の改善をしなければならない。

(個人情報の委託処理等に関する措置)

第15条 情報処理や作業を第三者に委託するために、個人情報を第三者に預託する場合には、委託担当者は事前に個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 第三者より個人情報の預託を受ける場合には、第三者の定める管理計画を考慮してこの規程に従うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、以下の各号の措置を講じ、会長の承諾を得てから基本契約を締結しなければならない。基本契約締結後に個別契約を締結し、当該個人情報の預託は、個別契約締結後にしなければならない。

- (1) 個人情報の預託先について、預託先責任者との面接、必要に応じて預託先の情報処理施設の状況を視察あるいは把握し、個人情報保護及びセキュリティ管理が本会の基準に合致することを確認するこ

と。再委託に関しては、同様の取扱いをするか、あるいは、委託先の責任で同様の取扱いを保証することが必要である。

(2) 次の事項を入れた基本契約書案を作成すること。

- ア 守秘義務の存在、取扱うことのできる者の範囲に関する事項
 - イ 預託先における個人情報の秘密保持方法、管理方法についての事項
 - ウ 預託先の個人情報の取扱担当者に対する個人情報保護のための教育・訓練に関する事項
 - エ 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項
 - オ 個人情報が漏えい、その他事故の場合の措置、責任分担についての事項
 - カ 再委託に関する事項
 - キ 本会からの監査の受け入れについての事項
- 4 個別契約に基づき個人情報を預託先に提供するときは、担当者は前項(2)③の事項を記した書面を預託先に交付して、注意を促さなければならない。
 - 5 委託中、担当者は、預託先が本会との契約を遵守しているかどうかを確認し、万一、契約に抵触する事項を発見したときは、その旨を個人情報管理責任者に通知しなければならない。
 - 6 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちに会長と協議して個人情報の預託先に対して必要な措置を講じなければならない。
 - 7 個人情報管理責任者は、年に一度以上、個人情報の預託先責任者と面接し、必要に応じて預託先の情報処理を把握あるいは視察し、監査しなければならない。
 - 8 個人情報管理責任者は、本条に基づき作成された基本契約、個別契約、監査報告書、通知書等の文書（電磁的記録を含む）を当該個人情報の預託先との個別契約終了後7年間保存しなければならない。

(個人情報の第三者への提供)

第16条 個人情報の第三者への提供は、本人の同意がない場合は禁止する。例外として、以下の場合には第三者に提供することがある。

- (1) 法令に基づく場合（届出、通知）
 - (2) 公衆衛生、児童の健全育成に特に必要な場合（疫学調査等）
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- 2 第三者への提供は、原則として個人情報管理責任者の承諾を得て、必要な措置を講じた後でなければならない。
 - 3 前項の通知あるいは報告を受けた個人情報管理責任者は、速やかにその是非を検討しなければならない。

(個人情報の共同利用)

第17条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合、本人の同意を得た後、担当者は個人情報管理責任者に届け出なければならない。

- 2 前項の通知を受けた個人情報管理責任者は、直ちにその是非を検討し、会長の承諾を得なければならない。

第5章 自己情報に関する情報主体からの諸請求に対する対応

(自己情報に関する権利)

第18条 本会が保有している個人情報について、会員から説明、開示を求められた場合、希望する方法で説明、開示しなければならない。

- 2 家族あるいは第三者への個人情報の提供は、あらかじめ、本人に対象者を確認し、同意を得る。
- 3 開示した結果、誤った情報があった場合で、訂正、追加又は削除を求められたときは、個人情報管理責任者は、遅滞なくその請求が妥当であるかを判断し、妥当であると判断した場合には、訂正等を行い、遅滞なく会員に対してその内容を通知しなければならない。訂正しない場合は、遅滞なく会員に対してその理由を通知しなければならない。

(自己情報の利用又は提供の拒否権)

第19条 本会が保有している個人情報について、会員から自己情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合、これに応じなければならない。ただし、裁判所及び令状に基づく権限の行使による開示請求等又は本会が法令に定められている義務を履行するために必要な場合については、この限りでない。

第6章 管理組織・体制

(個人情報管理責任者)

第20条 個人情報管理責任者は、個人情報の保護についての統括的責任と権限を有する責任者であることとし、事務管理局長を充てる。

2 個人情報管理担当者は事務管理局長を充てる。

(個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第21条 個人情報管理責任者は、個人情報及び個人情報保護計画に関する苦情・相談を受けなければならない。

2 個人情報管理責任者は、苦情・相談窓口の連絡先を当士会HP等通じ周知しなければならない。

第7章 個人情報管理責任者の職務

(個人情報の特定とリスク調査)

第22条 個人情報管理責任者は、本会が保有するすべての個人情報を特定し、危機を調査・分析するための手順・方法を確立し、維持しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、課ごとに前項の手順に従って各課における個人情報を特定し、個人情報に関する危険要因（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等）を調査・分析の上、適切な保護措置を講じない場合の影響を認識し、必要な対策を策定し、維持しなければならない。

(法令及びその他の法規範)

第23条 個人情報管理責任者は、個人情報に関する法令及びその他の法規範を特定し、参照できる手順を確立し、維持しなければならない。

(個人情報保護の周知)

第24条 個人情報管理責任者は、個人情報管理担当者の協力を得て、個人情報を保護するために必要な知識や情報を各局員および委員会委員に周知しなくてはならない。

2 必要に応じて、他局・部の協力を得て、個人情報保護に関する研修会を開催することができる。

(規程等の見直し)

第25条 個人情報管理責任者は、適切な個人情報の保護を維持するために、適時この規程を見直し、理事会の承認を得なければならない。

(文書の管理)

第26条 個人情報管理責任者は、この規程に基づいて作成される文書（電磁的記録を含む）を管理しなければならない。

第8章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第27条 個人情報を廃棄する場合は、匿名化もしくは、適切な廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

2 個人情報を記録したコンピュータを廃棄するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去し、フロッピー、CD、MO等の記憶媒体は物理的に破壊する。

3 個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェア等を使用して個人情報を消去してから転用する。

4 雇用管理に利用した個人情報についても、同様の処理をする。

5 個人情報の廃棄作業は、個人情報取扱担当者が行う。

6 廃棄の基準について、会員・事務局職員に告知しなければならない。

第9章 罰則

(罰則)

第28条 本会は、この規程に違反した会員に対して就業規則に基づき懲戒を行うことがある。

2 懲戒の手続きは、職員就業規則に定める。

第10章 規程の改廃

(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、個人情報管理責任者の意見を聞き、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規程は、令和6年 月 日より施行する。

【 報 告 】 (資 料 5)

提出者	大野 了資	部局名	災害対策支援委員会
議 題	1. 令和6年度山梨県リハビリテーション専門職団体協議会 第1回災害対策支援委員会議出席		
内 容 および 提出趣旨	<p>令和6年度山梨県リハビリテーション専門職団体協議会第1回災害対策支援委員会議出席 日時：令和6年9月24日（火）19:00～20:30（Web開催）</p> <p>参加：PT士会 大野、萱沼、伊藤、中山 OT士会 磯野、吉田、土橋 ST士会 赤池（洋）、中嶋、赤池（絢）、中込、渡辺</p> <p>議題：①令和6年度予算報告 ②令和6年度災害対策支援委員会研修会について ③令和6年度山梨県地震防災訓練について ④その他</p> <p>提出資料 無</p>		
提出者の意見	<p>令和6年度災害対策支援委員会研修会について、昨年度同様 REHAG 研修会を山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会と共催する方向で検討していく。開催候補日は、令和7年3月8日（土）か3月15日（土）、会場は大木記念ホールを予定しております。この研修会に関しましては、山梨 JRAT 会議でも検討する予定でありますので、詳細が決まりましたら追ってご報告いたします。</p> <p>令和6年度山梨県地震防災訓練について、10月25日（金）に第2回関係者会議が身延町で開催され、PT士会では大野（市川三郷病院）が参加予定です。11月24日（日）訓練当日は、PT士会から萱沼先生（山梨赤十字病院）と、中山先生（辺見診療所）が参加予定です。活動内容としましては、JRATの広報活動、要配慮者を車いすやダンボールベッドへの移乗動作方法の伝達等を実施する予定であります。</p> <p>提出資料 無</p>		
主な意見内容 など	意見：山梨 JRAT の会議では3月15日があったので、日程は決定している。		
結 果	研修会の開催は3月15日		
公開度	A（部長・委員長・代議員） B（会 員） C（ 一 般 ）		

【 報 告 】 (資料 6)

提出者	藤田 理恵	部局名	糖尿病対策推進委員会
議 題	糖尿病対策推進に関する令和 6 年度情報交換会		
内 容 および 提出趣旨	<p>日 時：令和 6 年 9 月 22 日（日）13：00-14：00（ハイブリッド開催：Web 参加） 第 9 回日本糖尿病理学療法学会（広島）にて開催</p> <p>参加者：各都道府県士会の代表 （ハイブリッド開催のため参加人数は不明）</p> <p>内 容：1. 出席者紹介・アンケート結果報告 2. 全体討論会・情報交換会</p> <p>座 長：永嶋道浩 先生 日本糖尿病理学療法学会 渉外部 糖尿病対策推担当（市立伊丹病院）</p> <p>提出資料 無</p>		
提出者の意見	<p>今回は、各士会担当者を対象とした事前アンケートの結果報告と、それに関連し各都道府県での取り組みなどを情報共有した。アンケート内容は、都道府県担当者が持つ認定資格（特に糖尿病療養指導士）の有無、県士会での立ち位置（今回の情報交換会への参加のための旅費交通費の支給はされるのか等）、都道府県の糖尿病対策推進会議での参画状況などであった。</p> <p>協会内でもアンケートの回答のない都道府県が 2 か所あり、足並みをそろえる事も喫緊の課題であるとの話もあった。</p> <p>提出資料 無</p>		
主な意見内容 など	なし		
結果	報告の通り		
公開度	A（部長・委員長・代議員）	B（会 員）	C（一 般）

【 報 告 】 (資料 7)

提出者	山縣 巧、古屋 伴仁	部局名	調査研究部
議 題	山梨県理学療法士会に対する意識調査 集計結果について		
内 容 および 提出趣旨	<p>一般社団法人山梨県理学療法士会（以下県士会）の運営に対する意識を調査する事で、現状把握と県士会へのニーズを把握し、よりよい新時代の県士会運営に繋げ、県士会員へ還元していく機会とする事を目的としたアンケート調査を実施しました。</p> <p>回答数 272 件となり、県士会に対する肯定的な意見や、厳しい意見など多くの意見が寄せられました。</p> <p>提出資料 有 別紙 PowerPoint</p>		
提出者の意見	<p>今回のアンケートにより会員が県士会運営に求めている事や、運営に対する厳しい意見が多く見受けられた為、また様々な方と相談し、今後の県士会運営に活かしていければと思っています。しかし私個人だけでは今回の結果を活かす事は不可能である為、皆様もアンケート結果を確認して頂き、今後の県士会運営に活かして頂ければと思います。</p> <p>今後、ホームページ等で会員向けに公開できるよう準備を進めていきたいと考えています。</p> <p>提出資料 無 別紙 枚 資料番号等</p>		
主な意見内容 など	なし		
結果	アンケート結果に関して審議を行っていく		
公開度	A (部長 ・ 委員長 ・ 代議員) B (会 員) C (一 般)		

【 報 告 】 (資料 8)

提出者	平賀 篤	部局名	士会支部局
議 題	2024 年度士会支部主催症例検討会（富士東部支部）日程報告		
内 容 および 提出趣旨	<p><富士東部支部></p> <p>第 1 回：2024 年 12 月 18 日（水）19 時～20 時（発表登録締切：2024 年 11 月 20 日）</p> <p>提出資料 無 別紙 枚 資料番号等</p>		
提出者の意見	<p>1 日最大 2 演題までとし、演題応募がない場合は非開催とする予定です。</p> <p>事前に 3 役会にて開催承認を得ておりましたので報告とさせていただきます。</p> <p>提出資料 無 別紙 枚 資料番号等</p>		
主な意見内容 など	なし		
結果	報告の通り		
公開度	A (部長 ・ 委員長 ・ 代議員) B (会 員) C (一 般)		

【 報 告 】 (資 料 9)

提出者	鮎川将之	部局名	学術局 新人教育研修部			
議 題	登録理学療法士 前期研修					
内 容 お よ び 提 出 趣 旨	研修会	テーマ	場 所	日 時	講師	参加人数
	前期研修	A-1. 職業人と倫理	WEB 開催	9 月 19 日	有泉 静佳 (あけぼの医療福祉センター)	14 名
	前期研修	A-2. 協会組織	WEB 開催	9 月 2 日	高村 浩司 (健康科学大学)	10 名
	前期研修	A-3. 人間関係および接遇	WEB 開催	9 月 25 日	鮎川 将之 (山梨リハビテーション病院)	14 名
	前期研修	A-4. 理学療法における関連法規	WEB 開催	7 月 10 日	磯野 賢 (甲州リハビテーション病院)	13 名
	前期研修	A-5. 理学療法における情報管理	WEB 開催	8 月 5 日	小林 司 (石和温泉病院)	13 名
	前期研修	A-6. 生涯学習について	WEB 開催	7 月 26 日	笠井 雄太 (山梨リハビテーション病院)	12 名
	提出資料		無			
提出者の意見	・一定数の参加はみられた 提出資料 無					
主な意見内容 など	質問：継続すべき内容なのか 回答： 高村副会長：人数自体は多くないがやるべき価値はあると思います。業務遂行の方々は大変か士会として登録理学療法士の研修をしているのか価値があると思われる。 有泉副会長：企画する先生は大変、モチベーションとして。登録理学療法士の研修をしている意義はある。企画のモチベーションがあれば継続 小林副会長：対面である方が良いのでは、対面だと人数が集まるのかは心配 意見：研修会ごとにメールなど配信して広報の方法を検討していく。					
結果	事業継続					
公開度	A (部長 ・ 委員長 ・ 代議員)		B (会 員)		C (一 般)	

【 報 告 】 (資 料 10) 案件番号 -

提出者	鮎川将之	部局名	学術局 研修管理部		
議 題	山梨県理学療法士会主催症例検討会				
内 容 お よ び 提 出 趣 旨	・令和6年10月9日(水)18:00~18:30 Zoom 開催 ・内部障害系理学療法士演題1名 ・参加人数は26人 提出資料 無				
提出者の意見	・2 演題開催予定であったが、直前で1 演題(運動器)の辞退があった。 提出資料 無				
主な意見内容 など	なし				
結果	報告の通り				
公開度	A (部長 ・ 委員長 ・ 代議員)		B (会 員)		C (一 般)

【 報 告 】 (資 料 11)

提出者	小林 幸一郎	部局名	スポーツ理学療法部
議 題	1) スポーツ会議について 2) 国際ジュニアテニス大会について 3) 「Sport in Life」の周知について		
内 容 および 提出趣旨	1) 開催日：令和6年10月6日（日）10:00～12:00 開始場所：幕張メッセ（千葉県）国際会議場会議室 204 ※第43回関東甲信越ブロック理学療法士学会期間中に開催 出席者：関東甲信越ブロックスポーツ関連事業運営委員会担当者11人 詳細は添付資料参照 2) 大会対応依頼あり 大会名：EDION CUP 2024 ITF Juniors in Yamanashi 対応日：令和6年11月11日～11月17日 会 場：クラブヴェルデ（北杜市） 3) 日本理学療法士会事務局職能推進課より別紙（2）メール連絡あり 「Sport in Life」プロジェクト広報活動協力についてポスターやチラシ他による周知の依頼 提出資料 無		
提出者の意見	1) スポーツPT部部長小林幸一郎が参加した。各士会からの報告では活動はコロナ感染症前の活動に戻っている印象あり。次年度は山梨での開催予定であり会場などの確保他進めていきたい。 2) 例年同様にフィジオ依頼あり。トレーナールーム、フィールドでの対応あり、1日2人の部員で対応予定。 3) 後日ポスター、チラシ他届いたら部県士会ホームページなどで周知していければと考えている。 提出資料 無		
主な意見内容 など	意見：どこの士会も部員を集めるのが大変、規模は違いがあるも関連部署に競技スポーツ・パラスポーツ・学校関連の関連部署など3～4つの士会もある。部員が増えてこないと障害者スポーツ也に関わるのが難しいのでは。どこの士会も障害者スポーツに関わっている現状はある。		
結 果	報告の通り		
公開度	A（部長・委員長・代議員）	B（会 員）	C（一 般）

提出者	市川 普隆、古屋 伴仁	部局名	委託事業部
議 題	1) 昭和町社会福祉協議会 「介護予防事業「コレカラ教室」 講師派遣について		
内 容 および 提出趣旨	1) 開催日：令和6年10月8日（火）10:00～11:00 開始場所：昭和町総合会館 対象者：65歳以上の昭和町民 内 容：高齢者の介護予防事業として、体操や健康に関する講座 講 師：澤田 圭祐 先生（おおくに在宅ケアセンター） 詳細は添付資料参照 提出資料 無		
提出者の意見	1) 昭和町社協より、依頼を受け、認定理学療法士（地域理学療法）を取得されている澤田先生に依頼し、受託して頂いた。今後も、協会からの認定取得者資料を参考に人選を行い、多くの方の士会員に士会事業に協力して頂けるよう依頼していきたいと考える。 提出資料 無・有 別紙 枚 資料番号等		
主な意見内容 など	なし		
結果	報告の通り		
公開度	A（部長・委員長・代議員） B（会 員） C（一 般）		